

伐木作業に従事する皆様へ

## 伐木作業中の労働災害が多発しています

### 安衛則479条（伐倒の合図）

事業者は、伐木の作業を行うときは、伐倒について一定の合図を定め、関係労働者に周知させなければなりません。

一定の合図とは、かけ声や笛等となっています。

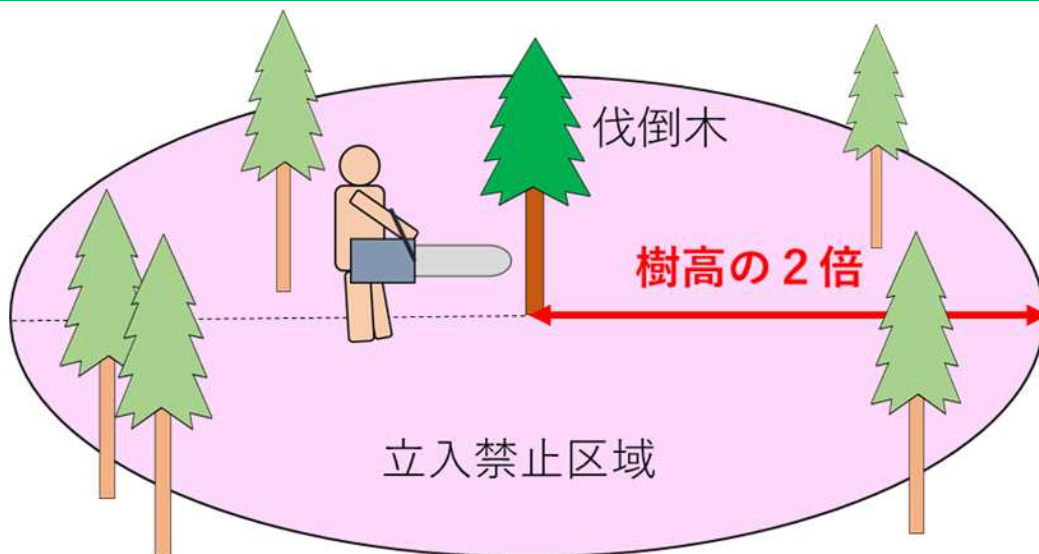
事業者は、伐木の作業を行うときは、伐倒者にあらかじめ定められた合図を行わせ、伐倒者以外の労働者が避難したことを確認させた後でなければ、伐倒させてはなりません。

### 安衛則481条（立入禁止）

事業者は、造林、伐木及び造材の作業場所の下方で、伐倒木等の木材が転落、滑落するおそれのあるところには、労働者を立ち入らせてはなりません。

事業者は、伐木の作業を行うときは、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に、伐倒者以外の労働者を立ち入らせてはなりません。

事業者は、かかり木の処理の作業場所の下方で、かかり木の転落、滑落するおそれのあるところには、かかり木処理をする以外の労働者を立ち入らせてはなりません。



ひと、くらし、  
みらいのために

厚生労働省 岐阜労働局 高山労働基準監督署

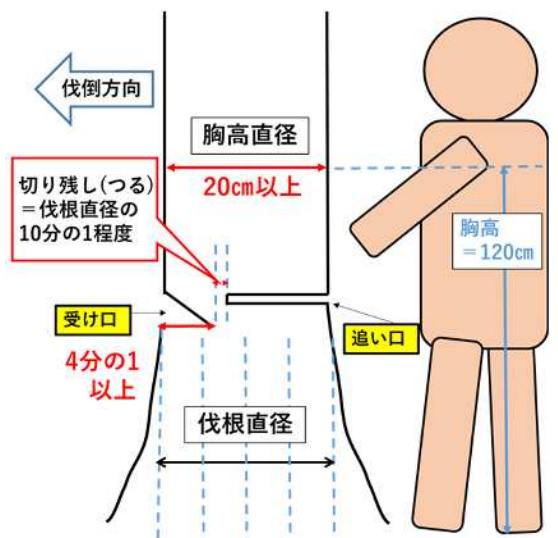
<https://jsite.mhlw.go.jp/gifu-roudoukyoku/>

R 4 . 5

## 安衛則477条（伐木作業における危険の防止）

事業者は、伐木の作業を行うときは、伐倒者に次の事項を行わせなければなりません。

1. 伐倒の際に退避する場所を、あらかじめ選定する。
2. かん木、枝条、つる、浮石等で伐木等の際に危険が生ずるおそれのあるものを取り除く。
3. 伐倒する立木の胸高直径が20cm以上あるときは、伐根直径の4分の1以上の深さの受け口を作り、かつ適当な深さの追い口を作る。



## 安衛則485条（下肢の切創防止用保護衣の着用）

事業者は、チェーンソーによる伐木作業を行う場合、労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させなければなりません。

下肢の切創防止用保護衣とは、切創防止用の繊維を入れた保護ズボン、チャップス等です。

## 安衛則36条（特別教育）

事業者は、チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務に労働者を従事させる場合、その労働者に当該特別教育を受講させなければなりません。

## 死亡災害の事例

